

重点調査項目 学校教育に関する調査
発言項目 コミュニティ・スクールの導入について
<p>（発言主旨）本制度は地域住民が学校を監視し、教職員の人事にもかかわる側面があり、学校ばかりでなく、保護者や地域住民からも疑問や不安が相次いだことから、今は学校応援団的な組織であることが多い。このことを踏まえ、導入は慎重に行うべきである。</p>
<p>Q 文科省の手引きでは「学校運営協議会の主な役割」の中に「教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができる」との一項がある。「教育委員会規則で定める事項」とは何か。市教委の考えを伺う。</p>
<p>A コミュニティ・スクールを導入する際は、その運営が円滑に行われるよう、協議会の役割等について示した学校運営協議会規則を定める予定である。今後、規則制定に向けて教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について他都市の例も参考にしながら研究していきたい。</p>
<p>Q 他都市の事例を伺う。</p>
<p>A 他都市では「学校運営に係る全体的な視点からの意見とする」との事例があり、特定個人を指しての発言は対象にならないものと認識している。</p>
<p>（意見）</p> <p>「特定教職員の個人的な人事」に対する意見を排するように教育委員会規則で具体的に定めるべきである。市教委がコミュニティ・スクールを学校応援団的な組織と位置づけるなら「人事」に踏み込まないことの基本姿勢を明確にすることが必要である。</p>

重点調査項目 学校教育に関する調査
発言項目 学校でのフッ素洗口について
<p>（発言主旨）フッ素洗口はインフォームドコンセントが大切にされる時代にあって個別に医療機関で行うことが基本であり、希望制であっても学校で行うことは事実上の強制にわたることから避けるべきである。</p>
<p>Q フッ素洗口について様々な考え方があり、その有効性について賛否両論があることに対する市教委の見解を伺う。</p>
<p>A 一部の団体等で、安全性や学校での実施について否定的な意見があることは承知する。しかし、フッ化物利用については、むし歯予防効果が高く、安全であるとして国内外の専門機関が一致して推奨しており、学術的な賛否両論はないものとされていることから市教委も同様に認識している。</p>

Q フッ素洗口を学校で行う上での課題を伺う。

A 現在、本市の小中学校で実施しているフッ化物洗口は、学校歯科医が溶液を作成して、それを市教委が学校に運搬し、冷蔵庫など児童の手の届かない場所で保管している。紙コップや溶液を入れるボトル等の消耗機材はもとより、保管するための冷蔵庫等も必要に応じて市教委で用意しているところ。また、医療行為ではないものの、実施に当たっては、保護者説明会や文書などを通じて情報提供した上で希望調査を行っている。

A したがって、安全性や保護者の理解等については、一定程度進んでいるものと捉えているが、実施校の拡大に際して、学校における実施時間の調整や教職員の負担、関係機関の協力のほか、実施に要する経費など財政負担での課題が大きいと考えている。

(意見)

本年2月から新たに実施されている豊成小学校でも1割の児童がフッ素洗口を行っていない。フッ素利用に逡巡・反対する保護者の意思は十分尊重され、事実上強制にわたるような方法は慎むべきであり、フッ素洗口を行わない子どもに教育の場で疎外感を与えるようなことがあってはならず、学校での実施は避けるべき。今後を導入するにあたっては、物理的な効率的な手法より以前に教育的見地から考察することが教育委員会の任務である。

(これ以上に、学校で実施することにはならない)

【重点調査項目における発言一覧】

- ① 道路・河川及び橋りょうに関する調査について
 - ・市道の維持補修等管理について
 - ・大雨洪水に向けた河川対策及び道路の雨水対策について
- ② 住まいに関する調査について
 - ・市営住宅の入居募集要項の見直しについて（檜山）
- ③ 緑ヶ丘公園等の整備と管理について（通告質問）
- ④ 上、下水道の維持管理に関する調査について
 - ・管路の更新状況と豪雨における給水対策及び上水場確保について
- ⑤ 学校教育に関する調査について
 - ・食育と学校給食共同調理場の見学について
 - ・大阪北部地震を教訓にした学校敷地及び通学路のブロック塀対策について
 - ・学校施設劣化状況調査結果について
 - ・コミュニティ・スクールの導入について（檜山）
 - ・学校でのフッ素洗口について（檜山）
 - ・学校教職員の働き方改革推進プランについて（檜山）
- ⑥ 動物園の管理運営について（通告質問）

重点調査項目 住まいに関する調査

発言項目 市営住宅の入居募集要項の見直しについて

(発言主旨) 高齢社会の進行により、単身者用公営住宅が不足している。一方、応募がない部屋もあり、需給ギャップが生じている。今回の2人世帯以上用としていた住宅を単身世帯も入居を可能とする見直し案を評価しつつ、これをさらに拡大すべきである。

Q 市営住宅の入居について、需給ギャップが生じているが、単身者の応募状況やその他、生じている課題を伺う。

A 市営住宅全体の応募倍率は年々下がってきているが、単身者用住宅については、依然10倍を超える倍率である。単身者用住宅に応募出来る要件は一部の住宅を除き、60歳以上の高齢者、身体障害者等の条件があり、今後の高齢者の増加を見ればこれからも一定程度の応募が見込まれると考えられる。一方、単身者以外の住宅の応募状況は、2人以上世帯用の住宅では、募集しても応募の無い住宅があり、29年度においては再募集しても19戸について応募がなかった。

Q 高倍率が続く単身者用住宅への入居について募集要項を見直したとされるが、内容と今後のスケジュールなどを伺う。

A 単身者以外の住宅では定期募集、再募集しても応募がない住戸が点在していることから、従来2人世帯以上用としていた住宅を単身世帯も入居を可能とする見直し案を、先月開催した帯広市公営住宅審議会へ諮問したところ、変更すべきとの答申があったところである。

今後のスケジュールについて、募集要項の改正を出来るだけ早く行い、9月に再募集する住宅から手続きできるよう進めている。

Q 7月の募集状況を伺う。

A 平成30年7月定期募集で、単身用住宅の募集戸数は6戸ですべてに応募があった。2人世帯以上用の募集戸数は13戸、うち応募の無かった住宅は2戸、3人世帯以上、子育て世帯向けなどが募集戸数16戸、うち応募の無かった住宅は6戸である。

このうち、2人世帯以上用の2戸を9月募集時単身者用に供する。

Q 今後は応募者がいない状況が続く3人世帯以上や子育て世帯向けの部屋にも単身者が応募できるようにすべきと思うがどうか。

A 高齢世帯のニーズが多くなっていくと考えられるため、応募状況などの推移を見ながら、他自治体の情報収集も行って対応を検討していく。